

【実務経験による監理技術者の資格要件】

◆ 実務経験による監理技術者資格は、次の22業種に限られます。

(注) 指定建設業7業種(土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業)は、実務経験による監理技術者資格が認められていません。

コード番号	建設工事の種類	建設業の種類 []内は資格者証に記載する略語	コード番号	建設工事の種類	建設業の種類 []内は資格者証に記載する略語
3	大工工事	大工工事業 [実経(大)]	18	防水工事	防水工事業 [実経(防)]
4	左官工事	左官工事業 [実経(左)]	19	内装仕上工事	内装仕上工事業 [実経(内)]
5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業 [実経(と)]	20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業 [実経(機)]
6	石工事	石工事業 [実経(石)]	21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業 [実経(絶)]
7	屋根工事	屋根工事業 [実経(屋)]	22	電気通信工事	電気通信工事業 [実経(通)]
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業 [実経(タ)]	24	さく井工事	さく井工事業 [実経(井)]
12	鉄筋工事	鉄筋工事業 [実経(筋)]	25	建具工事	建具工事業 [実経(具)]
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業 [実経(しゅ)]	26	水道施設工事	水道施設工事業 [実経(水)]
15	板金工事	板金工事業 [実経(板)]	27	消防施設工事	消防施設工事業 [実経(消)]
16	ガラス工事	ガラス工事業 [実経(ガ)]	28	清掃施設工事	清掃施設工事業 [実経(清)]
17	塗装工事	塗装工事業 [実経(塗)]	29	解体工事	解体工事業 [実経(解)]

◆ 実務経験による監理技術者の資格要件は、下表のとおりです。

	学歴 又は 資格	必要な実務経験年数	
		実務経験	指導監督の実務経験
イ	学校教育法による大学・短期大学・高等専門学校(5年制)・専修学校の専門課程 ※1 を卒業し、かつ、指定学科(4ページ)を履修した者	卒業後3年以上	2年以上 (左記年数と重複可)
	学校教育法による高等学校・専修学校の専門課程を卒業し、かつ、指定学科(4ページ)を履修した者	卒業後5年以上	2年以上 (左記年数と重複可)
ロ	6～8ページに掲げる国家資格等を有している者		
	① 技術検定2級又は技能検定1級等 ※2 を有している者 「解体工事業」については、技術検定2級の合格年度により右記の指導監督の実務経験に加え、実務経験又は登録解体工事講習の修了が必要な場合があります。 8ページの「解体工事業」の欄をよくお読みください。	—	2年以上
	② 平成16年3月31日以前に技能検定2級等 ※3 を有している者	合格後1年以上	2年以上 (左記年数と重複可)
	③ 平成16年4月1日以降に技能検定2級等 ※3 を有している者	合格後3年以上	
④ 電気通信主任技術者資格者証を有している者	交付後5年以上		
ハ	上記イ・ロ以外の者	10年以上	2年以上 (左記年数と重複可)

※1 高度専門士、専門士の称号を持つ者

※2 二級建築士、木造建築士、消防設備士(甲種乙種)、登録基礎くい工事試験合格者、登録解体工事試験合格者(旧 解体工事施工技士)を含みます。

※3 地すべり防止工事試験合格者、地すべり防止工事士を含みます。

「監理技術者実務経験証明書」作成上の留意点

1. 「実務経験証明書」は、コピーを必ず保管してください。

(実務経験により追加申請する場合、一つの工事経験を他の「工事の種類」に再度重複してカウントできませんので、重複がないようコピーで内容をご確認ください。)

2. 指導監督の実務経験においては、一つの工事経験は原則、他の方の工事経験と重複してカウントできませんので、ご注意ください。

3. 当センター支部窓口での申請時、証明書の審査に時間がかかる場合がありますのでお含みおきください。

4. この証明書に不明な点がある場合には、証明者に照会し記載内容を確認することがあります。

5. この証明書に虚偽があった場合には、資格者証の交付が取り消されます。

また、虚偽の証明をした会社に対し、勧告等の措置がなされることがあります。

◆「実務経験」又は「指導監督の実務経験」として認められるための要件

	実務経験 (以下の要件を全て満たすことが必要です。)	指導監督の実務経験 (以下の要件を全て満たすことが必要です。)
工事について	申請しようとする 建設業の種類に該当する工事 であること	
元請・下請について	元請・下請を問いません	元請工事 であること
請負代金の額について	請負代金の額を問いません	1件の工事が 定められた請負代金の額以上 であること
経験内容について	工事の経験であること	工事の 指導監督的な立場 での経験であること

「実務経験による監理技術者資格」を確認してください。

1. 申請しようとする業種は、実務経験による監理技術者資格が認められている業種ですか。

(1) 以下の業種については実務経験による監理技術者資格が**認められています**。

● 指定建設業以外(22業種)

- ①大工工事業 ②左官工事業 ③とび・土工事業 ④石工事業 ⑤屋根工事業
 ⑥タイル・れんが・ブロック工事業 ⑦鉄筋工事業 ⑧しゅんせつ工事業 ⑨板金工事業
 ⑩ガラス工事業 ⑪塗装工事業 ⑫防水工事業 ⑬内装仕上工事業 ⑭機械器具設置工事業
 ⑮熱絶縁工事業 ⑯電気通信工事業 ⑰さく井工事業 ⑱建具工事業
 ⑲水道施設工事業 ⑳消防施設工事業 ㉑清掃施設工事業 ㉒解体工事業

(2) 以下の業種については実務経験による監理技術者資格が**認められていません**。(一級国家資格者等のみ)

● 指定建設業(7業種)

- ①土木工事業 ②建築工事業 ③電気工事業 ④管工事業 ⑤鋼構造物工事業
 ⑥舗装工事業 ⑦造園工事業

2. 申請しようとする業種に関し、必要な「実務経験年数」及び「指導監督の実務経験年数」を満たしていますか？

(1) 実務経験は、

- 「申請しようとする建設業の種類」に対応した「建設工事の種類」・「建設工事の内容」に関する経験を記載してください。
 例えば、「機械器具設置工事」で申請する場合、「機械器具設置工事」に関する経験であることが必要です。
 他の建設業の種類に関する工事は、実務経験としては認められません。
- 元請、下請工事を問わず記載出来ます。
- 請負金額、現場での職名、立場を問わず記載出来ます。

(2) 指導監督の実務経験は、

下記の要件を全て満たした経験ですか。(次ページ参照)

- 「申請しようとする建設業の種類」として請け負った工事の経験を記載してください。
 例1: 「機械器具設置工事」で申請する場合、「機械器具設置工事」に関する経験であることが必要です。
 他の建設業の種類に関する工事は、指導監督の実務経験としては認められません。
 例2: 「電気工事」がメインの工事で、「機械器具設置工事」がサブの工事の場合、「機械器具設置工事」としては、認められません。
- 元請工事の経験を記載してください。(下請工事不可)
- 請負金額が定められた金額を超える工事の経験を記載してください。
- 指導監督的立場(例えば工事現場主任者や工事現場監督者等)の経験を記載してください。
 指導監督の実務経験は、監理技術者を除いて、原則として1工事1人です。複数の人間が指導監督の実務経験として同一工事を記載する場合は、施工体系図等で説明頂く必要があります。

※ 『「申請しようとする建設業の種類」として請け負った』とは、申請する建設工事の種類が主体となる工事です。

- 例えば「機械器具設置工事」で申請する場合、
- ・ 許可行政庁に提出する「工事経歴書」に「機械器具設置工事」として記載した工事
 - ・ 経営事項審査において、「機械器具設置工事」として売上げを計上した工事
 - ・ 発注者から「機械器具設置工事」の監理技術者を求められた工事に関する経験等に該当するかどうかで判断します。

原則として、これらに該当しない場合は指導監督の実務経験とはみなされません。

◆ 「実務経験」と「指導監督的実務経験」の区分

(注) 「指導監督的実務経験」は、下記1～4の全ての要件を満足することが必要です。

「実務経験」又は「指導監督的実務経験」として認められるための要件	実務経験	指導監督的実務経験
1. 資格者証の交付申請を行う建設業の種類に該当する「工事」の経験であること	実務経験として左の要件が必要	指導監督的実務経験として左の要件が必要
《例》 (1) 交付申請に係る業種以外の工事に関する経験 (2) 工事現場での雑務や事務に関する経験 (3) 建設工事を含まない保守管理業務や草刈り、除雪等の業務委託 (4) 据え付け工事を含まない機械の設計・製作・システム開発の経験 (5) 建設工事に属さない、例えば船舶の建造又は改造に係る経験	(実務経験に) 該当しない 該当しない 該当しない 該当しない 該当しない	(指導監督的実務経験に) 該当しない 該当しない 該当しない 該当しない 該当しない
2. 発注者から直接請け負った工事の経験であること ★下請工事での経験や発注者側での経験は、指導監督的実務経験には該当しません。	実務経験として左の要件は必要なし	指導監督的実務経験として左の要件が必要
《例》 (1) 元請工事での経験 (2) 下請工事での経験 (3) 発注者側（自社発注工事等）での経験	(実務経験に) 該当する 該当する 該当する	(指導監督的実務経験に) 該当する 該当しない 該当しない
3. 請負代金の額が定められた金額以上の工事の経験であること	実務経験として左の要件は必要なし	指導監督的実務経験として左の要件が必要 (下記参照)
＊ 昭和59年9月30日までは、請負代金の額が1,500万円以上の工事 ＊ 昭和59年10月1日～平成6年12月27日までは、請負代金の額が3,000万円以上の工事 ＊ 平成6年12月28日以降は、請負代金の額が4,500万円以上の工事 (ただし、上記金額以上の工事であっても単価契約は原則として指導監督的実務経験には該当しません)	工期途中で請負代金の基準が変わっている場合、該当する期間だけ指導監督的実務経験年数に算入します。 (例) 請負代金=3,500万円 工期=平成6年9月～平成7年3月の場合、指導監督的実務経験年数は平成6年9月～平成6年12月までの4ヶ月となります。	
4. 工事全体の技術面を総合的に指導監督した経験であること	実務経験として左の要件は必要なし	指導監督的実務経験として左の要件が必要
《例》 (1) 工事現場主任者、工事監督者のような立場で、工事全般について技術面を総合的に指導監督した経験 (2) 工事の一部に係る技術面の責任者としての経験 (3) 建設工事の施工に係る見習い中の技術的経験	(実務経験に) 該当する 該当する 該当する	(指導監督的実務経験に) 該当する 該当しない 該当しない

◆ 実務経験による監理技術者資格取得のための指定学科一覧

(建設業法施行規則第1条)

- 1ページの表の「イ」に該当する「指定学科」は、次の「表1」の指定学科に対応した「表2」（次ページ）に記載された「具体的な指定学科」のとおりです。
- 指定学科に該当するのは、学校教育法に該当する「大学」「短期大学」「高等専門学校」「高等学校」「中等教育学校」「専修学校の専門課程」に限られます。左記以外の「**大学院**」「**大学校**」「**各種学校**」等は**該当しません**。
- 「表2」（次ページ）の「具体的な指定学科」に記載されていない学科は該当しません。
(一字でも違ったら該当しません)
- 「表2」（次ページ）に記載されていない学科を卒業している方が、指定学科に準ずる扱いが出来るかどうかの確認をしたい場合は、資格者証の交付申請の前に(一財)建設業技術者センターに照会し、指定学科確認申請を行ってください。様式等は9ページ以降をご確認ください。当センターホームページよりダウンロードすることも出来ます。(指定学科に該当するか否か、確認結果のお知らせについては、おおよそ1ヶ月程度要します。)

表 1

建設業の種類	指定学科（「表2」記載の学科が具体的な指定学科です）
大 工 工 事 業	建築学に関する学科、都市工学に関する学科
ガ ラ ス 工 事 業	
内 装 仕 上 工 事 業	
左 官 工 事 業	土木工学に関する学科、建築学に関する学科
と び ・ 土 工 工 事 業	
石 工 事 業	
屋 根 工 事 業	
タイル・れんが・ブロック工事業	
塗 装 工 事 業	
防 水 工 事 業	
解 体 工 事 業	
鉄 筋 工 事 業	土木工学に関する学科、建築学に関する学科、機械工学に関する
熱 絶 縁 工 事 業	学科
し ゅ ん せ つ 工 事 業	土木工学に関する学科、機械工学に関する学科
板 金 工 事 業	建築学に関する学科、機械工学に関する学科
建 具 工 事 業	
機 械 器 具 設 置 工 事 業	建築学に関する学科、機械工学に関する学科、電気工学に関する学科
消 防 施 設 工 事 業	
電 気 通 信 工 事 業	電気工学に関する学科、電気通信工学に関する学科
さ く 井 工 事 業	土木工学に関する学科、鉱山学に関する学科、機械工学に関する 学科、衛生工学に関する学科
水 道 施 設 工 事 業	土木工学に関する学科、建築学に関する学科、機械工学に関する
清 掃 施 設 工 事 業	


表 2

- ※ 「具体的な指定学科」について、学科名の末尾にある「科」「学科」「工学科」は他のいずれにも置き換えることができます。ただし、「森林工学科」「農林工学科」「農業工学科」「林業工学科」については、置き換えることは出来ません。
- ※ 「具体的な指定学科」の並びは、各学科ごと50音順になっています。
- ※ 指定学科名は完全に一致する必要があります。一字でも異なる場合は指定学科とはみなされません。（学科名の置き換えは除く）
- ※ 技術検定試験の受験資格における指定学科とは異なる場合がありますので、ご注意ください。
- ※ 監理技術者の申請においては以下しか認められません。

指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科
土木工学に関する学科	開発科	土木工学に関する学科	緑地土木科	機械工学に関する学科	エネルギー機械科
	海洋科		林業工学科		応用機械科
	海洋開発科		林業土木科		機械科
	海洋土木科		林業緑地科		機械技術科
	環境造園科		学科名に関係なく生産環境工学コース・講座・専修・専攻		機械工学第二科
	環境科		学科名に関係なく農業土木学コース・講座・専修・専攻		機械航空科
	環境開発科		学科名に関係なく農業工学コース・講座・専修・専攻		機械工作科
	環境建設科		都市工学に関する学科		機械システム科
	環境整備科		環境都市科		機械情報科
	環境設計科		都市科		機械情報システム科
	環境土木科		都市システム科		機械精密システム科
	環境緑化科		衛生工学に関する学科		機械設計科
	環境緑地科		衛生科		機械電気科
	建設科	環境科	建設機械科		
	建設環境科	空調設備科	航空宇宙科		
	建設技術科	設備科	航空宇宙システム科		
	建設基礎科	設備工業科	航空科		
	建設工業科	設備システム科	交通機械科		
	建設システム科	応用電子科	産業機械科		
	建築土木科	システム科	自動車科		
	鉱山土木科	情報科	自動車工業科		
	構造科	情報電子科	生産機械科		
	砂防科	制御科	精密科		
	資源開発科	通信科	精密機械科		
	社会開発科	電気科	船舶科		
	社会建設科	電気技術科	船舶海洋科		
	森林工学科	電気工学第二科	船舶海洋システム科		
	森林土木科	電気情報科	造船科		
	水工土木科	電気設備科	電子機械科		
	生活環境科学科	電気通信科	電子制御機械科		
	生産環境科	電気電子科	動力機械科		
	造園科	電気・電子科	農業機械科		
	造園デザイン科	電気電子システム科	学科名に関係なく機械(工学)コース		
	造園土木科	電気電子情報科	環境計画科		
	造園緑地科	電子応用科	建築科		
	造園林科	電子科	建築システム科		
	地域開発科学科	電子技術科	建築設備科		
	治山学科	電子工業科	建築第二科		
	地質科	電子システム科	住居科		
	土木科	電子情報科	住居デザイン科		
	土木海洋科	電子情報システム科	造形科		
	土木環境科	電子通信科	鉱山学に関する学科	鉱山科	
土木建設科	電子電気科				
土木建築科	電波通信科				
土木地質科	電力科				
農業開発科	電気通信工学に関する学科	電気通信科			
農業技術科					
農業土木科					
農林工学科					
農業工学科 (ただし、東京農工大学・島根大学・岡山大学・宮崎大学以外については、農業機械学専攻・専修又はコースを除く)					
農林土木科					
緑地園芸科					
緑地科					

◆ 実務経験による監理技術者資格取得のための国家資格等一覧

(1ページの表の「ロ」該当者となる国家資格:建設業法施行規則第7条の3)

- ◎ 以下の国家資格を取得していることに加え、2年以上の指導監督的実務経験があることが必要です。
- ◎ 二級等技能検定合格者(次表の「資格」欄が  になっているもの)は、指導監督的実務経験(2年以上)に加えて、技能検定試験等に合格した後、**1年又は3年以上の実務経験が必要**です。

- ・二級等技能検定に平成16年3月31日以前に合格している者 …………… 合格後1年以上の実務経験が必要
- ・二級等技能検定に平成16年4月01日以降に合格している者 …………… 合格後3年以上の実務経験が必要

- ★1 二級建築施工管理技士で、技術検定合格証明書に種別の記載がないものは、二級建築施工管理技士「建築」です。
- ★2 二級土木施工管理技士で、技術検定合格証明書に種別の記載がないものは、二級土木施工管理技士「土木」です。
- ★3 登録地すべり防止工事試験合格者は指導監督的実務経験(2年以上)に加えて、試験合格後、**1年以上の実務経験(注)が必要**です。地すべり防止工事士は指導監督的実務経験(2年以上)に加えて、地すべり工事士として登録後、**1年以上の実務経験(注)が必要**です。(注:とび・土工工事業の申請での「1年以上の実務経験」は土工工事に関するもの)
- ★4 電気通信主任技術者は、指導監督的実務経験(2年以上)に加えて、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた後、**5年以上の実務経験が必要**です。
- ★5 合格から半年間に限り、技術検定合格通知書でも可
- ★6 平成27年度の基礎施工士検定試験に合格した者についても登録基礎ぐい工事試験を合格した者とみなされます。

建設業の種類	関係法令	資 格	合格証明書等
大 工 工 事 業	建設業法	二級建築施工管理技士(「躯体」又は「仕上げ」)★1	技術検定合格証明書★5
	建築士法	二級建築士	建築士登録免許証
		木造建築士	〃
	職業能力 開発促進法	一級建築大工・型枠施工	技能検定合格証書
		二級建築大工・型枠施工	〃
左 官 工 事 業	建設業法	二級建築施工管理技士「仕上げ」★1	技術検定合格証明書★5
	職業能力 開発促進法	一級左官	技能検定合格証書
		二級左官	〃
と び ・ 土 工 工 事 業	建設業法	二級建設機械施工技士	技術検定合格証明書★5
		二級土木施工管理技士(「土木」又は「薬液注入」)★2	〃
		二級建築施工管理技士「躯体」★1	〃
		登録地すべり防止工事試験合格者<1> (地すべり防止工事士<2>)★3	<1>登録地すべり防止工事試験合格証明書 <2>地すべり防止工事士認定証又は登録証
		登録基礎ぐい工事試験合格者★6	登録基礎ぐい工事試験合格証明書
	職業能力 開発促進法	一級とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工・ウェルポイント施工	技能検定合格証書
	二級とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工・ウェルポイント施工 P29※1参照	〃	
石 工 事 業	建設業法	二級土木施工管理技士「土木」★2	技術検定合格証明書★5
		二級建築施工管理技士「仕上げ」★1	〃
	職業能力 開発促進法	一級ブロック建築・ブロック建築工・石材施工・石積み・石工	技能検定合格証書
		コンクリート積みブロック施工	〃
	二級ブロック建築・ブロック建築工・石材施工・石積み・石工	〃	

建設業の種類	関係法令	資格	合格証明書等
屋根工事業	建設業法	二級建築施工管理技士「仕上げ」★1	技術検定合格証明書★5
	建築士法	二級建築士	建築士登録免許証
	職業能力 開発促進法	一級板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」	技能検定合格証書
		一級かわらぶき・スレート施工	〃
		二級板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」	〃
二級かわらぶき・スレート施工	〃		
タイル・れんが・ ブロック工事業	建設業法	二級建築施工管理技士(「躯体」又は「仕上げ」)★1	技術検定合格証明書★5
	建築士法	二級建築士	建築士登録免許証
	職業能力 開発促進法	一級タイル張り・タイル張り工・築炉・築炉工・ブロック建築・ブロック建築工	技能検定合格証書
		れんが積み・コンクリート積みブロック施工	〃
二級タイル張り・タイル張り工・築炉・築炉工・ブロック建築・ブロック建築工	〃		
鉄筋工事業	建設業法	二級建築施工管理技士「躯体」★1	技術検定合格証明書★5
	職業能力 開発促進法	一級鉄筋施工(「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」) 一級鉄筋組み立て	技能検定合格証書
二級鉄筋組立て		〃	
しゅんせつ工事業	建設業法	二級土木施工管理技士「土木」★2	技術検定合格証明書★5
板金工事業	建設業法	二級建築施工管理技士「仕上げ」★1	技術検定合格証明書★5
	職業能力 開発促進法	一級板金・工場板金・建築板金・打出し板金・板金工	技能検定合格証書
二級板金・工場板金・建築板金・打出し板金・板金工		〃	
ガラス工事業	建設業法	二級建築施工管理技士「仕上げ」★1	技術検定合格証明書★5
	職業能力 開発促進法	一級ガラス施工	技能検定合格証書
二級ガラス施工		〃	
塗装工事業	建設業法	二級土木施工管理技士「鋼構造物塗装」★2	技術検定合格証明書★5
		二級建築施工管理技士「仕上げ」★1	〃
	職業能力 開発促進法	一級塗装・木工塗装・木工塗装工・建築塗装・建築塗装工・金属塗装	技能検定合格証書
		一級金属塗装工・噴霧塗装	〃
		路面標示施工	〃
		二級塗装・木工塗装・木工塗装工・建築塗装・建築塗装工・金属塗装	〃
二級金属塗装工・噴霧塗装	〃		
防水工事業	建設業法	二級建築施工管理技士「仕上げ」★1	技術検定合格証明書★5
	職業能力 開発促進法	一級防水施工	技能検定合格証書
二級防水施工		〃	

建設業の種類	関係法令	資格	合格証明書等
内装仕上工事業	建設業法	二級建築施工管理技士「仕上げ」★1	技術検定合格証明書 ★5
	建築士法	二級建築士	建築士登録免許証
	職業能力 開発促進法	一級畳製作・畳工・内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工	技能検定合格証書
		一級床仕上げ施工・表装・表具・表具工	〃
		二級畳製作・畳工・内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工	〃
二級床仕上げ施工・表装・表具・表具工	〃		
熱絶縁工事業	建設業法	二級建築施工管理技士「仕上げ」★1	技術検定合格証明書 ★5
	職業能力 開発促進法	一級熱絶縁施工	技能検定合格証書
二級熱絶縁施工		〃	
電気通信工事業	建設業法	二級電気通信工事施工管理技士（令和2年3月4日合格発表）※3	技術検定合格証明書 ★5
	電気通信事業法	電気通信主任技術者 ★4	電気通信主任技術者資格者証
さく井工事業	職業能力 開発促進法	一級さく井	技能検定合格証書 又は さく井技能士登録証
		二級さく井	〃
	建設業法	登録地すべり防止工事試験合格者〈1〉（地すべり防止工事士〈2〉）★3	〈1〉登録地すべり防止工事試験合格証明書 〈2〉地すべり防止工事士認定証又は登録証
建具工事業	建設業法	二級建築施工管理技士「仕上げ」★1	技術検定合格証明書 ★5
	職業能力 開発促進法	一級木工「建具製作作業」・建具製作・建具工	技能検定合格証書
		一級カーテンウォール施工・サッシ施工	〃
		二級木工・建具製作・建具工	〃
二級カーテンウォール施工・サッシ施工	〃		
水道施設工事業	建設業法	二級土木施工管理技士「土木」★2	技術検定合格証明書 ★5
消防施設工事業	消防法	甲種消防設備士	消防設備士免状
		乙種消防設備士	〃
解体工事業	建設業法	二級土木施工管理技士「土木」★2 ※2	技術検定合格証明書 ★5
		二級建築施工管理技士（「建築」又は「躯体」）★1 ※2	〃
		登録解体工事試験合格者（旧 解体工事施工技士）	解体工事施工技士登録証 解体工事施工技士資格者証 合格証明書
	職業能力 開発促進法	一級とび	技能検定合格証書
二級とび ※1		〃	

※1 合格後に必要な1年又は3年以上の実務経験については、「二級とび」「二級とび工」は「とび工事」に関するもの、「二級型枠施工」「二級コンクリート圧送施工」は「コンクリート工事」に関するもの、「二級ウェルポイント施工」は「土工工事」に関するものであることが必要です。

※2 **平成27年度以前の合格者は、登録解体工事講習の修了又は解体工事に関して合格後1年以上の実務経験（「指導監督的実務経験」の年数と重複可）が必要となります。**

●「登録解体工事講習」について

登録解体工事講習の実施機関は以下です。登録解体工事講習のお問合せは、講習実施機関へ直接ご連絡ください。

公益社団法人全国解体工事業団体連合会（Tel：03-3555-2196）

一般財団法人全国建設研修センター（Tel：042-300-1743）

なお、講習修了者は「登録解体工事講習修了証」の写しをご提出ください。

※3 新たに創設された資格で、平成31年度の技術検定試験から実施され、令和2年3月4日以降に実地試験合格者が申請可能

指定学科確認申請について

・ 監理技術者資格者証の交付申請を目的とするもの以外では受付できません。

※監理技術者資格者証の交付申請に係る内容等の確認をさせていただくがございます。

「指定学科確認申請書」と添付書類（修得単位証明書又は成績証明書等の原本）を当センター本部あてに簡易書留にて郵送してください。

<宛て先>

〒102-0084

東京都千代田区二番町3番地 麴町スクエア

（一財）建設業技術者センター 指定学科確認 係

※結果については申請されてからおおよそ1か月後に通知いたします。

指定学科確認申請書

一般財団法人建設業技術者センター 御中

申請者氏名 _____

監理技術者資格者証の交付申請にあたり、私の修めた _____ 学科が _____ に関する学科に準ずる学科であるかどうかについてあらかじめ確認したいので、必要書類を添えて申請します。

1. 氏名	氏 名	
	フリガナ	
	漢 字	

2. 生 年 月 日 元号 年 月 日

3. 卒業・学校名

学 部 名

学 科 名 (コース名)

4. 通知書送付先

〒 _____ - _____

<宛先>

.....

.....

<宛名>

5. 連 絡 先

電話番号(日中帯に連絡がとれる番号をお願いします)

- ・ 自宅または携帯電話
- ・ 勤務先

社名・部署名等:

_____ - _____ - _____

6. 卒業校連絡先

担当者名:

電話番号

_____ - _____ - _____

必須書類.....修得単位証明書又は成績証明書(単位数の記載されているもの)の原本。
(可能であれば、履修要領等も同封してください。)

記入例

指定学科確認申請書

一般財団法人建設業技術者センター 御中

申請者氏名 建設 太郎

監理技術者資格者証の交付申請にあたり、私の修めた 〇〇 学科が

〇〇工学 に関する学科に準ずる学科であるかどうかについてあらかじめ確認したいので、

必要書類を添えて申請します。

「表1」(4ページ)の「指定学科」に記載されている学科を記載してください。
 ・土木工学 ・都市工学 ・衛生工学 ・電気工学 ・電気通信工学 ・機械工学
 ・建築学 ・鉱山学

		氏 名	
フリガナ	ケンセツ	タロウ	
漢 字	建設	太郎	

2. 生 年 月 日 元号 昭和 33 年 03 月 03 日

3. 卒業・学校名 〇〇大学

学部名 〇〇学部

学科名 (コース名) 〇〇学科

4. 通知書送付先

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇

<宛先> 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇

(株) 〇〇電設

<宛名> 建設 太郎

5. 連 絡 先

電話番号(日中帯に連絡がとれる番号をお願いします)

- ・ 自宅または携帯電話
- ・ 勤務先 (株) 〇〇電設

社名・部署名等: 〇〇部第〇〇課

〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

6. 卒業校連絡先

担当者名: 〇〇大学教務課 〇〇 様

電話番号

〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

必須書類………修得単位証明書又は成績証明書(単位数の記載されているもの)の原本。
 (可能であれば、履修要領等も同封してください。)